

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十八号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百四十号の五の次に次の一号を加える。

二百四十の六 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可を申請する者	汚染土壌処理業許可申請手数料	二十四万円	許可申請のとき
--	------------------	----------------	-------	---------

別表第一第二百八十四号の次に次の二号を加える。

二百八十四の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査	特定開発行為の許可を申請する者	特定開発行為許可申請手数料	四万四千元	許可申請のとき
二百八十四の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十六条第一項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査	特定開発行為の変更を申請する者	特定開発行為変更許可申請手数料	四千元	許可申請のとき

別表第一第三百八十五号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表第四百十四号のイ中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に改め、同号のロ中「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四百十四の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項（同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査	認知機能に関する検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	六百五十円	検査申込みのとき
---	---------------------	-----------	-------	----------

別表第一第四百十六号中「二万二千円」を「二万二千円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四百十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講しようとする者	猟銃操作及び射撃技能講習手数料	一万二千三百円	受講申込みのとき
---	------------------------------	-----------------	---------	----------

別表第一第四百二十号のイ中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に改め、同号のロ中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同表第四百二十一号及び第四百二十二号中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同号の次に次の四号を加える。

四百二十二の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格の認定を申請する者	年少射撃資格認定申請手数料	九千六百円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定にあつては、五千九百円）	認定申請のとき
四百二十二の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者	年少射撃資格認定証書換え手数料	千八百円	書換え申請のとき
四百二十二の四 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者	年少射撃資格認定証再交付手数料	千九百円	再交付申請のとき
四百二十二の五 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格の認定のための講習会を受講しようとする者	年少射撃資格認定講習手数料	九千七百円	受講申込みのとき

附 則

(施行期日)

1 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第三百八十五号の改正規定 公布の日

- 二 別表第一第二百四十号の五の次に一号を加える改正規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日
- 三 別表第一第二百八十四号の次に二号を加える改正規定 規則で定める日
- 四 次項の規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

（汚染土壤処理業の許可の事前申請に係る手数料の徴収）

- 2 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日前に同法附則第二条第一項の規定により同法による改正後の土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項の許可の申請が行われたときは、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第一第二百四十号の六の規定の例による。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表第一（第二条関係）				改正後				別表第一（第二条関係）				改正前			
事務	納付義務者	手数料名称	納付額	納付時期	事務	納付義務者	手数料名称	納付額	納付時期	事務	納付義務者	手数料名称	納付額	納付時期	
															二百四十の五略
二百四十一～二百八十四略	汚染土壌処理業者の申請する者	汚染土壌処理業許可申請手数料	四万四千円	許可申請のとき	二百四十一～二百八十四略	汚染土壌処理業者の申請する者	汚染土壌処理業許可申請手数料	四万四千円	許可申請のとき	二百四十一～二百八十四略	汚染土壌処理業者の申請する者	汚染土壌処理業許可申請手数料	四万四千円	許可申請のとき	
二百八十五～三百八十四略	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	四千元	許可申請のとき	二百八十五～三百八十四略	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	四千元	許可申請のとき	二百八十五～三百八十四略	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	四千元	許可申請のとき	
三百八十五	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	イット略	認定申請のとき	三百八十五	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	イット略	認定申請のとき	三百八十五	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	イット略	認定申請のとき	

		改正後	改正前
三百八十六～四百十三の四略	四百十四 銃 砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	三項第五号イ、第三十 一条の二第 二項第十四 号八、第六 十二条の三 第四項第十 四号八、第 六十三條第 三項第五号 イ又は第六 十八條の六 十九第三項 第五号イの 規定に基づ く宅地の造 成が優良な 宅地の供給 に寄与する ものである ことについ ての認定の 申請に対す る審査	三項第五号 イ、第三十 一条の二第 二項第十五 号八、第六 十二條の三 第四項第十 五号八、第 六十三條第 三項第五号 イ又は第六 十八條の六 十九第三項 第五号イの 規定に基づ く宅地の造 成が優良な 宅地の供給 に寄与する ものである ことについ ての認定の 申請に対す る審査
		銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請する者	銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請する者
		銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料	銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料
		イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可料 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可にあつては、四千三百円） ロ イに掲げる許可以外の許可	イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可料 五千四百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可にあつては、三千百円） ロ イに掲げる許可以外の許可
		許可申請のとき	許可申請のとき

		改正後		改正前	
四百二十銃 砲刀剣類所持等取締法	四百十七～四百十九略	四百十六銃 砲刀剣類所持等取締法 第五条の四 第一項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃に 関する技能の実施	四百十五略	四百十六銃 砲刀剣類所持等取締法 第五条の四 第一項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃に 関する技能の実施	四百十五略
銃の所	猟銃又は空気銃所持	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受ける者	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受ける者	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受ける者	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受ける者
銃所持	猟銃又は空気銃所持	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料
交付を伴	イ 新たな許可証の交付を伴	一万二千三百円	二万二千元	二万二千元	可 九千円 (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該の同項の規定に基づく許可にあつては、五千三百円)
更新申請のとき	更新申請のとき	受講申込みのとき	検査を受けるとき	検査を受けるとき	

改正後	改正前
<p>第七條の三 第二項の規 定に基づく 同法第四條 第一項第一 号の規定に よる猟銃又 は空氣銃の 所持の許可 の更新の申 請に対する 審査</p> <p>持の許 可の更 新を申 請する 者</p> <p>許可更 新申請 手数料</p> <p>う場合 七千二百 円(当該 申請を行 う者が同 時に他の 銃砲刀劍 類所持等 取縮法第 七條の三 第一項の 規定に基 づく許可 の更新の 申請を行 う場合に おける当 該他の同 項の規定 に基づく 許可の更 新及び当 該申請を 行う者が 同時に同 法第四條 第一項第 一号の規 定に基づ く許可の 申請を行 う場合に おける当 該同法第 七條の三 第一項の 規定に基 づく許可 の更新に あつては、 四千八百 円)</p> <p>口 新たな 許可証の 交付を伴 わない場 合 六千 八百円(一 当該申請 を行う者 が同時に 他の銃砲 刀劍類所 持等取縮 法第七條 の三第一 項の規定 に基づく 許可の更 新の申請 を行う場 合)におけ</p>	<p>第七條の三 第二項の規 定に基づく 同法第四條 第一項第一 号の規定に よる猟銃又 は空氣銃の 所持の許可 の更新の申 請に対する 審査</p> <p>持の許 可の更 新を申 請する 者</p> <p>許可更 新申請 手数料</p> <p>う場合 五千八百 円(当該 申請を行 う者が同 時に他の 銃砲刀劍 類所持等 取縮法第 七條の三 第一項の 規定に基 づく許可 の更新の 申請を行 う場合に おける当 該他の同 項の規定 に基づく 許可の更 新及び当 該申請を 行う者が 同時に同 法第四條 第一項第 一号の規 定に基づ く許可の 申請を行 う場合に おける当 該同法第 七條の三 第一項の 規定に基 づく許可 の更新に あつては、 三千五百 円)</p> <p>口 新たな 許可証の 交付を伴 わない場 合 五千 四百円(一 当該申請 を行う者 が同時に 他の銃砲 刀劍類所 持等取縮 法第七條 の三第一 項の規定 に基づく 許可の更 新の申請 を行う場 合)におけ</p>

改正後					改正前				
四百二十一 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 五第二項の 規定に基づ く射撃教習 を受ける資 格の認定の 申請に対す る審査	射撃教 習を受 ける資 格の認 定を申 請する 者	射撃教 習資格 認定申 請手数 料	八千九百円 ～ 千四百円	認定申 請のと き	四百二十一 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 五第二項の 規定に基づ く射撃教習 を受ける資 格の認定の 申請に対す る審査	射撃教 習を受 ける資 格の認 定を申 請する 者	射撃教 習資格 認定申 請手数 料	七千九百円	認定申 請のと き
四百二十二 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 十第二項の 規定に基づ く射撃練習 を行う資格 の認定の申 請に対する 審査	射撃練 習を行 う資格 の認定 を申請 する者	射撃練 習資格 認定申 請手数 料	九千六百円 （当該申請 を行う者が 同時に他の 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 十三第一項 の規定に基 づく年少射 撃資格の認 定の申請を 行う場合に	認定申 請のと き	四百二十二 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 十第二項の 規定に基づ く射撃練習 を行う資格 の認定の申 請に対する 審査	射撃練 習を行 う資格 の認定 を申請 する者	射撃練 習資格 認定申 請手数 料	七千九百円	認定申 請のと き
年少射 撃資格 の認定 を申請 する者	年少射 撃資格 認定申 請手数 料	年少射 撃資格 認定申 請手数 料	九千六百円 （当該申請 を行う者が 同時に他の 銃砲刀剣類 所持等取締 法第九条の 十三第一項 の規定に基 づく年少射 撃資格の認 定の申請を 行う場合に	認定申 請のと き					

		改正後				改正前					
備考略	四百二十三～四百九十四略	四百二十二の 三 銃砲刀 剣類所持等 取締法第九 条の十三第 三項におい て準用する 同法第七条 第二項の規 定に基づく 年少射撃資 格認定証の 書換え	年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者	年少射撃資格認定証の書換え手数料	千八百円	書換えるとき	おける当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定にあつては、五千九百円				
		四百二十二の 四 銃砲刀 剣類所持等 取締法第九 条の十三第 三項におい て準用する 同法第七条 第二項の規 定に基づく 年少射撃資 格認定証の 書換え	年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者	年少射撃資格認定証の再交付手数料	千九百円	再交付申請のとき					
		四百二十二の 五 銃砲刀 剣類所持等 取締法第九 条の十四第 一項の規定 に基づく年 少射撃資格 の認定のた めの講習会 の開催	年少射撃資格認定講習会を受講しようとする者	年少射撃資格認定講習手数料	九千七百円	受講申し込みのとき					
備考略	四百二十三～四百九十四略										